

## 令和5年度 第2回 松戸市景観審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和5年10月2日(月)午後2時30分から3時30分まで
- 2 場 所 キテミテマツド9階 アートスポットまつど
- 3 出席委員 阿部 貴弘 委員 田邊 学 委員  
宇津宮 巨一 委員 入江 和彦 委員
- 4 欠席委員 池邊 このみ 会長
- 5 傍聴者 なし
- 6 事務局 街づくり部 小倉部長、本多審議監  
都市計画課 湯浅課長、河村専門監 他担当者7名
- 7 議 題 (1) 松戸市景観条例第17条第1項第7号に基づく本市における  
良好な景観の形成に係る調査審議事項について  
①「松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン」の運用に向けた検討について  
報告事項  
・松戸市景観表彰について  
・新松戸駅東側地区地区計画について  
・松戸駅周辺公共サイン整備計画について
- 8 配布資料 次第 松戸市景観審議会委員名簿  
資料1「松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン」の運用に向けた検討について
- 9 会議経過 開 会  
① 小倉部長 挨拶  
② 会議開催要件の確認  
委員4名出席により成立  
③ 会議の議事録署名人の確認  
委員名簿順により、「入江委員」に確定  
④ 議事進行の確認  
池邊会長欠席により、「阿部委員」に職務代理を依頼  
⑤ 議題及び配布資料の確認  
⑥ 会議公開に関する確認  
松戸市景観条例等施行規則第18条第5項の規定により公開とする  
⑦ 傍聴者の有無に関する確認  
傍聴者なし  
⑧ 議 事  
閉 会 (午後3時30分)
- 10 議 事 録 別紙のとおり

## 令和5年度 第2回 松戸市景観審議会 議事録

事務局 菊地主査)

定刻となりましたので、「令和5年度 第2回 松戸市景観審議会」を開催させていただきます。

本日の進行役を務めます、審議会事務局の都市計画課の菊地と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に基づきまして進めさせていただきます。

ここで、本来でしたら、市長からご挨拶するところですが、他の公務のため出席が叶いませんので、市長の代理として、街づくり部長よりご挨拶申し上げます。

街づくり部長、よろしくお願いいたします。

街づくり部 小倉部長)

街づくり部長の小倉と申します。本日は、お忙しい中 令和5年度 第2回景観審議会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。前回に引き続き、松戸駅周辺地区における屋外広告物の景観誘導の仕組みづくりに関して、ご審議をいただくこととしまして、今後の景観条例及び景観計画の見直しの検討に繋がりたいと考えておりますので、委員の皆様のご意見を賜りますと幸いです。

本市の景観形成に関し、多大なるお力添えを頂き、感謝申し上げますとともに、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 菊地主査)

ありがとうございました。

本日の審議会でございますが、審議会委員4名のご出席をいただいております。従いまして、松戸市景観条例等施行規則第18条第2項に基づきます、開催要件「委員の過半数の出席」の規定を満たしておりますので、本日の審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の会議は、審議会の議事録作成のための補助資料として録音させていただきますので、ご了承くださいようお願いいたします。議事録の確認・署名につきましては、名簿順の輪番制により「入江委員」をお願いいたします。

続きまして、議事の進行にあたりまして、本日、池邊会長が欠席のため、松戸市景観条例等施行規則第17条第3項に基づきます、「会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。」との規定がございますので、第1回審議会において、ご指名をいただいております、阿部委員に職務代理をお願いいたします。

それでは、この後の進行につきまして、阿部委員、よろしくお願いいたします。

阿部委員)

これより議事の進行を務めさせていただきます。

本審議会の議題について、事務局より説明をお願いします。

事務局 菊地主査)

審議会の議題について ご説明いたします。

本日の議題は、議題（１）松戸市景観条例第１７条第１項第７号に基づく本市における良好な景観の形成に係る調査審議事項について①「松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン」の運用に向けた検討についてとしております。

併せて、配布資料について確認をさせていただきます。

資料といたしまして、

1. 松戸市景観審議会委員名簿
2. 次第
3. 資料１（説明資料） 「松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン」の運用に向けた検討について以上となります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

阿部委員)

続きまして、松戸市景観条例等施行規則第１８条第５項の規定により、「審議会の会議は公開を原則とする、ただし、審議会において会議を公開しないと認めたときは、この限りでない」とありますが、本日の審議会は公開とさせていただくことで皆さまご異議はございませんでしょうか。

委員一同)

異議なし

阿部委員)

ご異議がないようですので、本日の会議は公開とさせていただきます。

それでは、公開の議題における傍聴人について、事務局に報告を求めます。

事務局 菊地主査)

本日の傍聴の申し出について報告いたします。

傍聴の申し出はございません。

阿部委員)

事務局からの報告のとおり、傍聴の申し出はありませんでした。

それでは、議事にうつります。

議題（１）①「松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン」の運用に向けた検討について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局 岩原主査)

本検討については、景観計画の見直しに向けた検討の中で進めております。全体のスケジュールに関してですが、景観条例の改正、景観計画の改定を見据えており、令和８年度中の公布、施行を目指しております。

今年度は、「松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン」の運用に向けた検討として、松戸駅周辺地区の屋外広告物の景観誘導について、対象範囲や誘導基準、誘導手法について景観審議会において検討

し、今年度中には、地元関係者や大手チェーン店等との調整や協議を設けたいと考えております。

来年度は、景観計画の見直しのための検討として、これまでの景観施策の運用実績や市民意識の把握を行った上で課題を整理し、必要な景観施策を検討し、改定計画の案の作成までを考えております。令和7年度は、オープンハウスやパブリックコメント等、周知や意見募集に注力した上で、令和8年度中の施行を目指します。

今年度は、「松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン」をベースに、景観誘導の仕組みについて検討を行うとしまして、他都市の事例調査やヒアリングを踏まえまして案を作成し、8月下旬、9月上旬に景観アドバイザー会議を開催しまして、いただいたご助言を踏まえ、本日、地区指定及び松戸駅周辺地区における地区指定の考え方について、事務局案をお示しいたします。

今回のご説明内容の1点目は、地区指定に関する事、として、松戸駅周辺の地区指定にあたって、市全体の地区指定の考え方を整理しました。

2点目として、松戸駅周辺の地区指定の範囲や考え方について、3点目に、松戸駅周辺の景観誘導の対象やルールの方針について、ご説明いたします。

地区指定に関する検討は、令和6年度に景観計画改定の検討と併せて行う予定ですが、今回、松戸駅周辺地区の地区指定を考えていく際に、他の地区に関しても、整理する必要が生じたので、ご説明させていただきます。

景観計画区域の中でも、地区の特性に応じたよりきめ細やかな景観を形成するため、重点的に景観誘導に取り組むべき地区を「景観形成重点地区」として定めたいと考えております。

来年度の検討の中で、景観形成重点地区の指定方針を定め、今後、新たなまちづくりにより良好な市街地景観が見込まれるエリアや、これまでも本市の特徴的な景観とされてきた地区や、景観阻害要因への対策が必要とされる地区などを候補地区として選定し、地元の意向やまちづくりの気運の高まり等に合せて指定していく、といった方針を考えております。

また、重点地区については、市街地特性に応じて定めている、景観形成配慮基準や、行為の制限の基準とは別に、地区独自の配慮事項や、重点的に誘導すべき対象行為を定めることもできるとしたいと考えております。

松戸駅周辺地区については、松戸宿や坂川などの景観資源とも近接しており、昨年度開催したワークショップの結果を踏まえて、「松戸の顔」としてふさわしい魅力や賑わいを高め、「にぎわい」と「品格」と「思いやり」を掲げ、それぞれが調和した景観づくりを目指す、としております。

松戸駅周辺地区の地区指定について、当該エリアについて「景観形成重点地区」として定めます。また、より効果的に景観誘導を図るため、対象行為を絞り、屋外広告物を主軸として誘導を行う「屋外広告物型」の景観形成重点地区としていきます。

重点地区の範囲は、松戸駅周辺地区屋外広告物景観ガイドラインの対象範囲とし、対象範囲内に「重点的に景観形成を図るエリア」を定めます。重点的に景観形成を図るエリアは、松戸駅周辺でも特徴的な景観であり、昨年度のワークショップにおいても検討した、東西デッキ周辺及び、西口の駅前大通り・きてみてまつど通りの通り沿いといたします。

松戸駅周辺全体に配慮を求めつつ、重要な場所に注力して景観誘導に取り組むといった考え方とし、特に、松戸駅東口・西口と、西口の駅前大通りについては、「圧迫感や刺激の強い色彩を抑え、重複するものの集約・情報整理等を誘導」する方向性とし、きてみてまつど通りについては、特徴的な街路樹を活かし、「みどりのつながりを考慮し、落ち着いた色彩やデザイン、歩行性を考慮した配置や大きさ、店先の演出等を誘導」する方向性といたします。

「景観形成重点地区」と「重点的に景観形成を図るエリア」における屋外広告物景観の誘導の枠組みとして、地区全体の指針と、重点的に景観形成を図るエリアの指針を定め、指針に示す、景観配慮事項に沿って、景観協議を実施するとします。なお、協議については、広告物を設置する際の工期が短く、景観アドバイザーの関与が難しいことから、基本的には市が審査をする形とし、特殊な事情があり専門家の意見を仰ぎたいもの、景観上影響が大きいもの、等についてはアドバイザー会議を活用する形としたいと考えております。

なお、協議の対象規模については、景観協議の実効性・効率性を考慮して対象とする屋外広告物の種類・規模について、次のとおり案を作成いたしました。

既往調査や現地調査より、自家用広告物が多い、壁面広告物が多く、窓内に貼られたものも少なくない、表示面積1～5㎡のものが全体の半数を占める、ただし20㎡超の大きなものもみられる、といった傾向を踏まえて、現状と景観誘導の実効性を考慮し、景観形成重点地区全体と、重点的に景観形成を図るエリアと、協議の対象規模の案としております。

景観配慮事項として、ガイドラインに示す内容をベースに、景観に配慮した誘導を図るためのルールとして、エリア共通の配慮事項と、重点的に景観形成を図るエリア別の配慮事項として、設定します。

また、景観形成重点地区全体において、屋外広告物の地色の色彩について、表示面積の1/2以上を占める色彩について、マンセル値で、彩度に上限を持たせる形で範囲を定めます。

さらに、重点的に景観形成を図るエリアにおいて、デジタルサイネージに関するルールを定めます。デジタルサイネージについては、「原則、設置はできない、ただし、以下の景観配慮事項を遵守する場合には設置が可能」といった形で、協議時に、配慮項目を示したチェックリストの提出を求める方法などを検討しております。

協議の対象規模、色彩及びデジタルサイネージのルールについては、現時点での案ではありますが、松戸駅周辺という立地やまち並みを踏まえて、実効性の観点や、現実的な範囲かどうかも含めまして、ご意見を頂戴できましたら幸いです。

今後についてですが、景観審議会における審議がとりまった段階、年度末頃を想定しておりますが、地元関係者との意見交換の場の設定が必要と考えます。また、地域の理解を得ることとあわせて、チェーン企業との協議、協力依頼等を進めたいと考えております。

ご説明は以上となります。

阿部委員)

ありがとうございます。それでは、今日は何かを決めるわけではなく、意見交換という場になりますので、ご意見、ご質問などいただければと思います。アドバイザーの先生方からの指導を受けて本日の資料を作成したと思いますので、先生方から何か補足などありましたらお願いします。いかがでしょうか。

田邊委員)

全体の検討スケジュールについて確認をさせていただきたい。現状資料の中に令和6年度景観計画改定と、令和8年10月施行を予定している景観計画改定と2つ入っているようなのですが、それぞれ想定している改定内容を教えてほしい。資料1の2ページに令和6年度に松戸市景観条例一部改正、景観計画改定に向けた検討とありますが、この部分でかなり幅広く現行の景観計画について検証する作業が入っていますが、この作業の中で屋外広告物、重点地区以外に何かやる見込みがあるのかどうか、確認させていただきたい。

事務局 岩原主査)

令和6年度の条例の一部改正、景観計画改定にむけた検討は、松戸市景観計画策定後12年を経過した中で、一度も改定をしていないため、全面的な改定のための検討を想定しています。その中でこれまでの景観計画の運用実績を整理し、施行後の市民の意識変化なども把握し、新たな時代の景観計画となるよう課題を整理し、景観施策の検討を進めます。令和8年度は、令和7年度のオープンハウスやパブリックコメントなどの周知、意見募集の結果もふまえ、これまでの改定計画案の見直しが必要かどうかの検証を行い令和8年度中の改定・公布を予定している。令和6年度の検討は幅広い検討となりますが、令和5年度中に松戸駅周辺の屋外広告物の検討を完了させたいと考えている。令和6年度は全市的な計画の見直しのための検討を想定しています。

田邊委員)

令和6年度は一部改正を実施するのではなくその検討ということですね。重点地区としては松戸駅周辺が位置づけられるほか、それ以外の地区は候補地区の選定までが令和8年度の改定で取り入れられるという理解でよいか。当面は松戸駅周辺のみが重点地区としては動きだすということですね。

事務局 岩原主査)

その通りです。

阿部委員)

2カ年かけて改定の準備をし、令和8年度に改定を予定しているということですね。他にいかがでしょうか。

田邊委員)

景観誘導の中身についてですけれども、関係行政団体のヒアリングの中で色彩基準を定めても企業のコーポレートカラーであると協力してもらえないという結果でしたが、そこで逃してしまうと結果的に何も変わらないので、企業のコーポレートカラーであっても、ある程度規制誘導できるような仕組みを作っていかなければならないと思う。例えば屋外広告物の色彩について1/2を占める色彩とあるが、1/2もあれば、企業のコーポレートカラーは十分表現できるものですので、この中には企業のコーポレートカラーも含む形で運用していかないとほとんどのものは変わらないという状況になり兼ねない。

屋外広告物の条例に基づく制度ではないため、どうしても先方は任意で協議をやっているという見方になっている。その時に仕方がないのでこれで良いですという対応を繰り返すと、ほとんど相手方も何もやってくれなくなってしまうので、少なくとも色彩は基準を定めたのでこれに合わなければだめだという運用をすることも必要ですし、それ以外にもゼロ回答を良しとするような協議をしてしまうと、特に初動期にそうしたことをしてしまうと、松戸市の協議は簡単だと思われがちなので特に初動期は気を付けて対応することが必要だと思う。屋外広告物の場合は制度の周知が難しい。一応協議はするが実は屋外広告物は設置されている状況になることもある。それでもしっかりと相手方には、景観計画の主旨を伝え、場合によっては是正してもらうことも必要になってくる。おそらく松戸市では建築関係では協議の実績は豊富にあるので制度も周知がされており、相手方が設計者であればそれなりに景観

に対して理解のある方々でもあるので、対応いただいていると思いますが、屋外広告物の事業者はまた別の業界ですので、建築の協議以上に協議が難しくなると思いますが、折れずに必要に応じて複数回協議ができる仕組みを作っていくことが必要ではないかと思えます。

阿部委員)

事務局に対するエールですね。田邊委員がおっしゃるように最初が肝心だと思いますので、せっかく改定するのであれば、運用まで頑張っていただければと思います。

宇津宮委員)

最初が大切だということで、デジタルサイネージに関して、原則設置できないと明確に記載する方針は非常によいと思う。最初は厳しめにとという意味でこうした言葉の使い方も大切。資料1の12ページについて、東口、西口でそれぞれの規模を調査されていますが、見ての通り東口はあまり引きがない場所で小さな広告物が多く、ガラスにも貼られているということで表示面積2㎡は妥当だと思う。一方で、西口の方はデッキも広いですし、というところはあるんですが、やはり乱雑という印象はある。松戸駅は松戸の顔というお話を伺っていますし、このエリアでは重点的にとということでやや厳しめにしっかりおさえることが重要だと思います。ここがうまくおさえられることによって、今後につながっていくと思うので今回は少し厳しめにとという方がよいのではないかと考えています。

事務局 岩原主査)

協議対象の案については、事務局でもう少し掘り下げて整理する必要があると考えています。対象規模は妥当だご意見いただきましたが、詳細なケースごとの届出のしてもらい方も想定しながら整理、検討する予定です。景観アドバイザー会議の方でもご助言をいただければと考えています。

入江委員)

2㎡以上は少し厳しいように感じますが、景観を整えるためには必要なことだと思う。P12の写真を見ても広告のほとんどがチェーン店、大きな会社のものになりますので、そうした大きな会社の認識が変わってくれないと広告を頼まれるビルオーナー等々も相手方の意向が反映された広告を出した方が広告料をもらえるということになりますので、広告を出す側への周知が重要ですが、周知方法の検討がどれくらい進んでいるのでしょうか。また、これから広告を新しい基準に沿って変えていく時にどういった補助を考えているのか、決まっていることがあれば教えていただきたいです。

事務局 岩原主査)

地元の方への周知は景観審議会では今年度の検討がまとまった段階で、説明を行う予定です。支援については現時点ではまだ決まっていますが、地元にご説明した際に支援がないと進められないという意見があれば、そういった意見を受けて進めていきたいと考えています。

阿部委員)

今回は景観形成重点地区の指定ということで、形成が入っていますので良い方向に景観をもっていかうということの現れだと思います。屋外広告物型の景観形成重点地区としたときに、マイナスをゼロにするだけのネガティブチェックの運用でなく、そこからプラスをつくるための運用をしてほしい。そ

のためには、基準があってその範囲内かどうかを窓口でチェックするだけでなく、是非窓口の方でもっとこうしたらよいという助言を言えるくらいまで、窓口で対応いただけるようになるとうよいと思えますし、困った時には積極的にアドバイザーの先生方も頼っていただいて良い方向に持って行っていただけるとよい。改定まで2年半ほどあると思いますのでしっかりと準備を進めていってください。

また、チェーン系の事業者と話し合う時のノウハウも田邊委員の経験や周辺自治体の事例なども学んでいただいて強い姿勢で臨んでいただければと思います。

阿部委員)

他になれば、議題(1)①については、以上でよろしいでしょうか。

続きまして、何点か報告事項がありますので、事務局よりご説明をお願いします。

事務局 菊地主査)

事務局より、3点、報告事項がございます。

それぞれ、担当よりご説明させていただきます。

事務局 大平技師)

報告事項1 松戸市景観表彰について報告させていただきます。

令和5年度景観表彰は、景観法に基づく届出のあったものを選考対象とし開催致します。対象とする期間は、開催年度となる令和5年から前2年度を除き、5年度前の平成30年度から、3年度前の令和2年度に届出され工事が完了したものを対象とします。

次に、具体的な流れをご説明します。まず、担当課である都市計画課において、採点対象の絞り込み、案件ごとに点数化します。対象3年度分で件数が260件ございますが、高得点となっているのが26件あります。今後、さらに絞り込みを行い、おおよそ10~15件を選出いたします。その時点で、表彰候補者に表彰の意思確認も行います。そして、庁内他部署の法定チェックを行い、市役所庁内における表彰候補の確定を行います。その後は、専門家に審査を依頼し、点数化により順位をつけます。そして景観審議会において受賞者を選出し、これを基に最終決定を行います。

今年度の表彰についての説明は以上となります。

事務局 山下主査)

続きまして、報告事項2 新松戸駅東側地区 地区計画について、ご説明いたします。

本件は、令和3年11月開催の令和3年度第2回松戸市景観審議会において議題としました「新松戸駅東側地区土地区画整理事業」について、地区計画により景観に関する規定を設けることを検討しているものです。

現段階におきましては地区計画の案を提示できる状況には至っていないため、規定する内容として、建築物及び工作物の色彩(マンセル値)、屋外広告物の設置場所及び形態・意匠、壁面後退区域の床面・路面の形態・意匠の制限について検討していることのみ、ご報告させていただきます。

今後、案の作成のための具体的な検討は、景観アドバイザー会議を活用させていただき、次回令和5年度第3回松戸市景観審議会において議題としたいと考えております。

なお、本件につきましては、令和3年度の景観審議会において個別計画の内容を含むことから非公開の審議事項として開催した経緯がありましたことを申し添えます。

事務局 山下主査)

続きまして、報告事項3 松戸駅周辺公共サイン整備計画について、ご説明いたします。

本件は、令和5年7月開催の令和5年度第1回松戸市景観審議会において今年度取り組みを行う事業であることをご報告したところでございます。

現段階におきましては具体的な整備計画の案を提示できる状況には至っていないため、本日は現段階での事業の進捗についてご報告させていただきます。スライドに沿ってご説明いたしますので、画面をご覧ください。

松戸駅周辺公共サイン整備計画は、松戸駅周辺地区において良好な景観に資するための公共サインの整備を3カ年計画で実施するものです。整備スケジュールとしましては、令和5年度に整備計画の策定、令和6年度に実施設計、令和7年度に設置工事を予定しております。

今年度の業務内容としましては、対象地域の現況・特性の把握と評価、既存のサイン等の配置や表示内容等の把握、サインの適正配置の検討、庁内関係所管との協議調整となります。

本日はここまでの進捗として、現時点での配置計画案についてご報告いたします。

こちらが配置計画案の図になります。赤枠で示す範囲が今回の事業範囲である都市再生整備計画の予定範囲となります。図中に示す各施設は、松戸駅から誘導する対象施設として挙げているものであり、青線で示しているラインが各施設への誘導路として想定しているルートになります。誘導路のうち実線で示しているものが現在委託事業者から提案を受けているベース案となりますが、点線で示す①～⑥の経路については、市の庁内調整の結果、誘導路として加えた方がよいのではないかと意見を受け、検討しているものになります。このルートに沿って各サインの整備位置を示したものが、凡例のA B C Dの4つ及び数字の1～38で示したものとなります。

具体的にどのようなサインの設置を検討しているかについては、こちらのサインデザインは、松戸市公共サインガイドラインにおいて姿図として示しているものになります。今回の事業では、駅デッキ両側にAの総合案内サイン、誘導対象施設までのルート上で拠点となる個所にBの案内サイン、交差点等にC又はDの誘導サインの配置を検討しています。

この他の検討として、配置計画の図中に黄色で示す通りについて、東京電力の地上用機器が設置してありまして、これを活用したサインの設置を検討しています。

地上用機器を活用している事例としまして、茨城県水戸市の弘道館・水戸城跡周辺地区、東京都八王子市、神奈川県藤沢市がございまして、水戸市は水戸城址の再整備の際に周辺一帯に設置して回遊性を高め、八王子市は文化財に関する内容、藤沢市は開発前の風景を記憶として残すための工夫として地上用機器を活用しています。

松戸市において地上用機器をどのように活用するかは今後検討していく次第ですが、誘導路での分岐地点までの距離が長いところなどで補完する役割などが考えられます。

今回の事業区域内を現地調査したところ、一定数の画面左側のような置き看板の設置が確認できました。主に規制サインで設置されており、こういった看板は注意喚起のため各所に設置されています。必要とされる場所に設置されているものではありませんが、数が多くなれば景観を阻害し、管理も行き届かなくなる恐れがあるため、注意が必要であり、令和3年度に松戸市公共サインガイドラインを定めて以降、関係課の協力もあり、画面右側のような電柱等の筐体に巻き付ける形での景観に一定の配慮をした形態への置き換えを進めているところですが、今回当該事業区域内においては原則、置き看板の設置を認めず、置き換えを進めていくことを予定しております。

現時点での検討内容の報告は以上となります。今後の整備計画案作成のための具体的な検討は、引き続き委託事業及び景観形成庁内調整会議を活用し、個別の内容については必要に応じて景観アドバイザー会議を活用させていただきたいと考えております。また、次回令和5年度第3回松戸市景観審議会におきましては整備計画案を議題としてご提示したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

報告事項につきましては、以上となります。

阿部委員)

ただいまの事務局からのご説明に関して、ご質問、ご意見はありますか。

報告事項は3つありましたので、まずは1の松戸市景観表彰についていかがですか。

田邊委員)

表彰の手順について、いつもそうされているのであれば問題ないと思うのですが、庁内の3番目、表彰候補者への意思確認について、工程としてはあった方がよいのですが、段階として早い気もします。多くの方が賞をもらえない可能性が高い段階で確認をするのは少し尚早のようにも感じますが、今までのやり方で問題ないということであれば大丈夫です。庁外の専門家審査の後など、もう少し後でも良いのかなという気もしますが、いかがでしょうか。

事務局 大平技師)

今までもこの流れで実施しています。

阿部委員)

ちなみに、これまでの実績では、意思確認した件数と表彰された件数はどのような割合でしょうか。

事務局 大平技師)

景観の届出ベースで実施するのは初めてのため、分かりません。

田邊委員)

場合によっては、あまりにも候補者が多い場合には工程を入れ替えるなど検討した方が、手続きの業務量などもありますので、柔軟にやり方を調整した方がよいかもしれません。

宇津宮委員)

庁内で260件が候補となり、そこから絞るということですが、どこの段階でどう絞るのでしょうか。

事務局 大平技師)

届出260件をすべて点数化し、順位付けした上で上位の者を絞る予定です。

宇津宮委員)

10~15くらいに絞るイメージでしょうか。

事務局 大平技師)

そうです。

阿部委員)

ちなみに、点数の付け方は決まっていますか。

事務局 大平技師)

点数については、景観形成ガイドラインを参考に点数化していきます。マンセル値が基準内に入っているか、配慮事項がどの程度守られているか等を想定しています。

阿部委員)

よろしいですか。続いて、2 新松戸駅東側地区 地区計画についてご説明いただきましたが、まだまだ具体的な段階にはないということで、やりますという宣言だと思いますが、何か今の段階でご意見などあればお願いします。

阿部委員)

先ほど松戸駅は松戸の顔という話がありましたが、まさに新松戸駅の駅前も街の顔になるような、数十年、百年先を見据えて時間をかけていいものを作ってもらえればと思います。アドバイザーの先生方の意見も伺いながら密度濃く進めていってほしい。次回の審議会で少し具体的案話ができそうということですね。

阿部委員)

最後に、3. 松戸駅周辺公共サイン整備計画についてですが、今年度整備計画を策定されるということですので、今の段階でお気づきの点をいただくと計画に反映しやすいかと思いますが、いかがですか。

阿部委員)

案内板だけで、解説板の検討は特にされていないのですか。

事務局 山下主査)

基本は誘導案内板がメインですが、坂川周辺など文化財等の紹介が必要な場所などでは説明サインも検討することが考えられます。

阿部委員)

まだ検討の余地があるのですね。せっかくなので同じ設えで検討してもらえるとよいと思います。後付けすると設えなどデザインが変わってきてしまう場合も多いので。

田邊委員)

地上用機器の活用例ということで紹介いただいているのですが、水戸の事例のような活用の仕方であればサインとしての役割を果たしているの、位置が良ければ活用してよいと思います。八王子や藤沢はアドバイザーで関わっていますが、本来は地上機器は存在があまり目立たない方がよいものですが、そ

れをあえて目立立ててしまうような場合もあります。特に藤沢はほぼすべての機器について何かを貼り付けており、必ずしもそれが景観形成に寄与しているわけではないと思っています。サインが必要な場所に置けないので、地上機器を活用する考え方はあると思いますが、すべての機器を活用してまちの活性化につなげていこうというのは、景観形成上有効ではないですし、メンテナンスの費用が嵩むなど本末転倒になってしまう可能性があります。ですので、活用については慎重に、必要なものを限定して活用を検討されるのがよいと思います。

また、すごく些末なことですが、置き看板のイメージについて、良くなった例として写真を示していただいていると思います。これについて、良くはなっているのですが、「路上喫煙ポイ捨て禁止」の文字が横方向に書かれていますが、文字間隔より行間隔が狭いので、縦に読めてしまいます。このように文字のデザインは視認性や可読性が繊細に動くものなので、こうした取り扱いが分かる方が実際にデザインしないと、良くしたものがしっかりとよくなっているかという観点でみると、まだまだ改善の余地があるということになってしまいます。文字デザインの取り扱いにセンシティブに関われる方、デザインができる方が関与した方がよいと思いました。

阿部委員)

ありがとうございます。事務局の方でぜひ検討いただければと思います。他いかがでしょうか。地図に記載されている誘導路は、案内地図上に表現されるのでしょうか。

事務局 山下主査)

実際のサインに誘導路を載せるのではなく、誘導路に基づいて案内板を設置する、場所の考え方を示すためのルートです。

阿部委員)

せっかくであれば、既存の施設ベースで誘導路を設定することは当然必要ですが、今あまり今人が歩いていないけど、歩いてほしいところを念頭に置くなど、少し戦略的に回遊性を高めることを念頭においた検討もあってもよいのではないかと思います。坂川景観重要公共施設を歩いてもらうにはどうすればよいか、多面的に考える必要はありますが、サインも含め少し考えていただいても良いのではないかという感想を持ちました。

他に何かございますか。次回の審議会で案を出されると思いますが、多少の調整はできるのですか。

事務局 山下主査)

多少の調整は可能です。

阿部委員)

わかりました。

以上、報告事項3点でしたが、全体を通して何かございますでしょうか。

では、ご意見ないようですので、ここで議事を終了いたします。

それでは以上をもちまして、「令和5年度 第2回 松戸市景観審議会」を閉会いたします。

事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。

事務局 菊地主査)

阿部委員、議事の進行につきまして、ありがとうございました。

また、次回の審議会の開催時期は来年2月中旬頃を予定しております。詳細につきましては、改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日、審議委員の皆様には、ご多忙の中、貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございました。

引き続き、令和5年度第5回松戸市景観アドバイザー会議を開催させていただきますので、田邊委員、宇津宮委員におかれましては、準備が整うまでしばらくお待ちください。